

前 金	部分払い
有	5 回

令和 3 年度下施雨が補継第1号

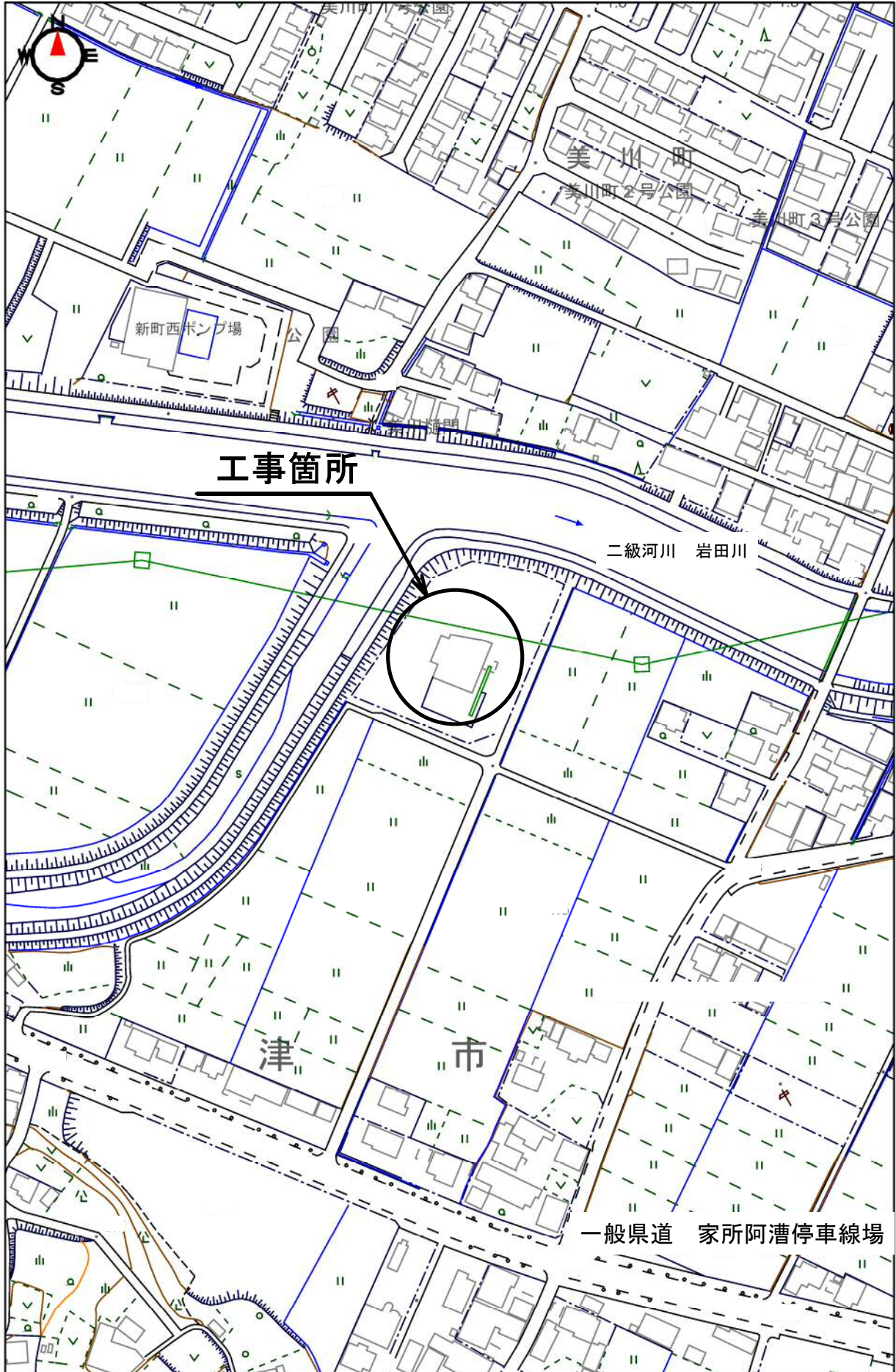
半田川田ポンプ場ポンプ設備
(No.3ポンプ等)築造工事

津市上下水道事業局
下水道施設課

令和 3年度	下施雨ポ補継第1号	工 事 設 計 書	上下水道事業管理者	
			局 長	
工 事 名	半田川田ポンプ場ポンプ設備 (No.3ポンプ等) 築造工事		局 次 長	
			課 長	
施 工 場 所	津市 半田及び神戸 地内		検 算 者	
設 計 金 額	¥ — (内消費税等相当額 円)		調整・担当 主 幹	
			担 当 副 主 幹	
工 期	令和5年2月28日限り		主 査	
			担 当	
工 事 の 大 要			設 計 者	
<p>3号ポンプ設置 一式</p> <p>排水ポンプ (口径900mm) 1台</p> <p>ポンプ用電動機 (260kW) 1台</p> <p>ポンプ用減速機 (1 : 3.64) 1台</p> <p>電動蝶型弁 (φ900 1.5kW) 1台</p> <p>電動蝶型弁 (φ1,350 2.2kW) 2台</p> <p>フラップ弁 (φ1,200) 1台</p> <p>フラップ弁 (φ1,650) 2台</p> <p>床排水ポンプ (φ50 0.75kW) 2台</p> <p>同吊り上げ装置 (0.5t吊り) 1台</p> <p>吸水槽排水ポンプ (φ80 5.5kW) 1台</p> <p>同吊り上げ装置 (0.5t吊り) 1台</p>				

位置図

令和3年度下施雨ポ補継第1号
半田川田ポンプ場ポンプ設備
(No.3ポンプ等) 築造工事



0 100m
1:2,500

内 訳 表

費 目	工 種	種 別	細 別	数量	単位	単価	金 額	摘 要
本工事費				1	式	—	—	
	機器費			1	式	—		明細表第1号のとおり
		直接工事費		1	式	—	—	
			輸送費	1	式	—		
			材料費	1	式	—		明細表第2号のとおり
			労務費	1	式	—		明細表第3号のとおり
			複合工費	1	式	—		明細表第4号のとおり
			直接経費	1	式	—		明細表第5号のとおり
			仮設費	1	式	—		明細表第6号のとおり
		計 (直接工事費)						
		間接工事費		1	式	—	—	
			共通 仮設費	1	式	—		明細表第7号のとおり
			現場 管理費	1	式	—		
			据付 間接費	1	式	—		
		計 (間接工事費)						

内 訳 表

費 目	工 種	種 別	細 別	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
		計 (据付工事原価)						
		設計技術費		1	式	—		
	計 (工事原価)							
	一般管理費等			1	式	—		
	合計 (工事価格)							
	消費税等相当額			1	式	—		
本工事費計								

明 細 表

第 1 号

種 別	細 別	材 料	形状寸法	数量	単位	単 価	金 額	摘 要
機器費				1	式	——	——	
	排水ポンプ		立軸斜流 口径 φ900	1	台			
	電動機		260kW	1	台			
	減速機		1:3.64	1	台			
	電動蝶型弁 (No.3用)		φ900 1.5kW	1	台			
	電動蝶型弁 (No.1, 2用)		φ1350 2.2kW	2	台			
	フラップ弁 (No.3用)		φ1,200	1	台			
	フラップ弁 (No.1, 2用)		φ1,650	2	台			
	床排水ポンプ		φ50 0.75kW	2	台			
	吊上げ装置 (床排水用)		0.5t吊	1	台			
	吸水槽排水ポンプ		φ80 5.5kW	1	台			
	吊上げ装置 (吸水槽排水用)		0.5t吊	1	台			
	計 (機器費)							

明 細 表

第 2 号

種 別	細 別	材 料	形状寸法	数量	単位	単 価	金 額	摘 要
材料費				1	式	——	——	
	ルーズフランジ短管	DCIP	φ 900 L=440	1	本			
	両フランジ直管	DCIP	φ 900 L=864	1	本			
	両フランジ片落管	DCIP	φ 900× φ 1,200 L=1600	1	本			
	両フランジ30度曲管	DCIP	φ 1,200 L=1090	1	本			
	両フランジ片落管	DCIP	φ 1,350× φ 1,650 L=1650	2	本			
	フランジ蓋 (No.1, 2吐出管用)		φ 1,350	2	組			
	止水蓋 (No.1, 2ポンプ用)		φ 2,600	2	台			
	フランジ接合材		φ 900	4	組			
	フランジ接合材		φ 1,200	1	組			
	フランジ接合材		φ 1,350	4	組			
	フランジ接合材		φ 1,650	2	組			
	鋼管 (給水用)	SUS304	25A Sch20	19.1	m			
	小配管付属材料費 (給水用・SUS)			1	式	——		
	鋼管 (床排水用)	SUS304	50A Sch20	45.1	m			

明 細 表

第 2-2 号

種 別	細 別	材 料	形状寸法	数量	単位	単 価	金 額	摘 要
	小配管付属材料費 (床排水用・SUS)			1	式	——		
	鋼管 (吸水槽排水用)	SUS304	80A Sch20	28.3	m			
	小配管付属材料費 (吸水槽排水用・SUS)			1	式	——		
	手動仕切弁 (床排水用・SUS)		50A JIS10K	2	個			
	手動仕切弁 (吸水槽排水用・SUS)		80A JIS10K	1	個			
	逆止弁 (床排水用・SUS)		50A JIS10K	2	個			
	逆止弁 (吸水槽排水用・SUS)		80A JIS10K	1	個			
	水栓	クロムメッキ	25A	2	個			
	計 (直接材料費)							
	補助材料費			1	式	——		
	計 (材料費)							

明 細 表

第 3 号

種 別	細 別	材 料	形状寸法	数量	単位	単 価	金 額	摘 要
労務費				1	式	——	——	
	一般労務費			1	式	——	——	
	普通作業員				人			
	配管工				人			
	設備機械工				人			
	特殊作業員				人			
	小計 (一般労務費)							
	機械設備据付労務費			1	式	——	——	
	機械設備据付工				人			
	小計 (機械設備据付労務費)							
	計 (労務費)							

明 細 表

第 4 号

種 別	細 別	材 料	形状寸法	数量	単 位	単 価	金 額	摘 要
複合工費				1	式	———	———	
	コンクリート工(鉄筋)	24-8-25(20) W/C 55%以下		6.90	m ³			
	コンクリート工(無筋)	18-12-25(20) W/C60%以下		21.4	m ³			
	金ごて仕上げ工			85.8	m ²			
	モルタル充填工			1.17	m ³			施工内訳表第1号のとおり
	モルタル仕上げ工			16.3	m ²			施工内訳表第2号のとおり
	モルタル仕上げ工(防水)			5.44	m ²			施工内訳表第3号のとおり
	鉄筋工	D13 SD345		277	kg			
	型枠工 (鉄筋・無筋)			28.2	m ²			
	塗装工 (铸铁管・屋内)			17.4	m ²			施工内訳表第4号のとおり
	塗装工 (铸铁管・水中)			12.3	m ²			施工内訳表第5号のとおり
	被覆工 (給水管・屋外)	ポリスチレン保温筒 /SUS鋼板	25A	12.7	m			
	被覆工 (排水管・屋外)	ポリスチレン保温筒 /SUS鋼板	80A	2.73	m			
	貫通管コア抜き (給水管)		φ 100 250mm	2.0	箇所			
	コア抜き (基礎)		φ 200 600mm	16.0	箇所			

明 細 表

第 5 号

種 別	細 別	材 料	形状寸法	数量	単位	単 価	金 額	摘 要
直接経費				1	式	—	—	
	機械経費	クレーン運転経費(1)			日			
		クレーン運転経費(2)			日			
		クレーン運転経費(3)			日			
	総合試運転費			1	式	—		
	軽微な機械器具損料			1	式	—		
	計 (直接経費)							

明 細 表

第 6 号

種 別	細 別	材 料	形状寸法	数量	単位	単 価	金 額	摘 要
仮設費				1	式	—	—	
	仮設費率による足場損料			1	式	—		
	発電機		45kVA		日			
	エンジンウェルダ		230A		日			
	水中ポンプ		φ100		日			
	計 (仮設費)							

明 細 表

第 7 号

種 別	細 別	材 料	形状寸法	数量	単位	単 価	金 額	摘 要
共通仮設費				1	式	—	—	
	共通仮設費率計上			1	式	—		
	産業廃棄物処理費積上げ			1	式	—		
	運搬費積上げ (クレーン組立・分解・輸送費)			1	式	—		
	計 (共通仮設費)							

施 工 内 訳 表

第 1 号

種 別	細 別	材 料	形 状 寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
モルタル充填工				1	m ³	——	——	
	モルタル	1:2		1.00	m ³			
	左官工			10.0	人			
	普通作業員			10.0	人			
	計 (モルタル充填工)							

施 工 内 訳 表

第 2 号

種 別	細 別	材 料	形 状 寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
モルタル仕上げ工			仕上げ厚 20mm	1	㎡	——	——	
	モルタル	1:3		0.02	m ³			
	左官工			0.05	人			
	普通作業員			0.01	人			
	計 (モルタル仕上げ工)							

施 工 内 訳 表

第 3 号

種 別	細 別	材 料	形状寸法	数量	単位	単 価	金 額	摘 要
	防水モルタル仕上げ工		仕上げ厚 20mm	1	m ²	——	——	
	モルタル	1:2		0.02	m ³			
	防水剤			0.29	kg			
	左官工			0.05	人			
	普通作業員			0.01	人			
	計 (防水モルタル仕上げ工)							

施 工 内 訳 表

第 4 号

種 別	細 別	材 料	形状寸法	数量	単 位	単 価	金 額	摘 要
塗装工 (鋳鉄管・ 屋内)				1	㎡	———	———	
	鋳鉄管 塗料	アクリル NAD系 艶有塗 料	中塗り 1回	0.06	kg			
		アクリル NAD系 艶有塗 料	上塗り 1回	0.06	kg			
	希釈剤	アクリル 樹脂塗 料用		0.01	kg			
	小計							
	補助材料			1	式	———		
	小計							
	塗装工	中塗り		0.028	人			
		上塗り		0.028	人			
	小計							
	機械経費			1	式	———		
	小計							
	計 (塗装工費)							

施 工 内 訳 表

第 5 号

種 別	細 別	材 料	形状寸法	数量	単 位	単 価	金 額	摘 要
塗装工 (鑄鉄管・ 水中)				1	㎡	———	———	
	鑄鉄管 塗料	エポキシ 樹脂系 塗料	中塗り 1回	0.09	kg			
		エポキシ 樹脂系 塗料	上塗り 1回	0.09	kg			
	希釈剤	エポキシ 樹脂系 塗料用		0.01	kg			
	小計							
	補助材料			1	式	———		
	小計							
	塗装工	中塗り		0.028	人			
		上塗り		0.028	人			
	小計							
	機械経費			1	式	———		
	小計							
	計 (塗装工費)							

令和3年度下施雨ポ補継第1号

半田川田ポンプ場ポンプ設備 (No. 3 ポンプ等) 築造工事

津市上下水道事業局
下水道施設課

第 1 章 一般共通事項

1 適用範囲

本仕様書は、津市が発注する機械・電気設備に係る工事及び修繕（以下、「工事等」という。）に適用する。

2 関係法令等に遵守

本仕様書において特に明記無き事項については三重県公共工事共通仕様書（三重県県土整備部公共事業運営課監修兼編集）に従い施工すること。

また、材料仕様に記載した事項のほか使用する機器及び材料等については、その性質、操作性等を十分考慮したものを使用し、工事等の施工にあつては関係法令、県・市条例、規則、規定及び規格等を遵守することとし、下記に示す関係法令、規格等については特に留意すること。

- (1) 労働安全衛生法
- (2) 消防法
- (3) 建設リサイクル法
- (4) 電気事業法
- (5) 内線規定
- (6) 建築基準法
- (7) 日本工業規格（J I S）
- (8) 電気規格調査会規格（J E C）
- (9) 日本電気工業会標準（J E M）
- (10) （機械・電気）設備工事一般仕様書及び標準仕様書（日本下水道事業団）
- (11) （機械・電気）設備工事共通仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- (12) 水門鉄管技術基準（水門鉄管協会）
- (13) 揚排水ポンプ設備技術基準・同解説（河川ポンプ施設技術協会）
- (14) その他関係法令、条例及び規格、日本下水道事業団発刊基準類

上記の法律等は、全て適用するものの内容が競合等の重複する場合には協議をし決定する。

3 打ち合わせ

本工事等の請負契約終結後、すみやかに受注者は、本市監督員との打ち合わせ及び現場調査等を実施し、その施工内容を熟知すると共に、疑義があればこれを正し、受注者はその打ち合わせ内容についての議事録を作成し、記録等を整備するものとする。

4 環境配慮

受注者は、機器製作及び選定あるいは施工計画にあたり下記の事項について特に留意し、特に請負金額が750万円以上の場合にあつては、本市に建設副産物（スクラップ、コンクリート砕りガラ等）の再利用計画等について届けると共に、必要な書類を提出し、環境に配慮し施工しなければならない。

(1) 騒音、振動の抑制

本工事等において使用する建設機械にあつては、排出ガス対策型建設機械指定要領に基づき国土交通省で指定された建設機械を使用するものとする。

なお、排出ガス対策型建設機械に代えて、国土交通省で認定された排出ガス浄化装置を装着した建設機械についても、排出ガス対策型と同等とみなすものとする

- (2) 地下水のかん養（雨水浸透等）
- (3) 建設副産物の再利用（掘削残土の削減、現場内利用の促進、コンクリートガラ等の再利用促進、その他リサイクルの推進）
- (4) 廃棄物の適切な処分
- (5) その他、材料選定等及び施工に係る省エネルギーの推進

5 承諾図書

受注者は、機器製作にあたり機器詳細仕様書、機器詳細図（製作材料及び購入機器の主要部品図、付属品図等を含む）、その他、必要な図書を本市に提出し、承認を受けるものとする。

6 軽微な変更

全て設計図書及び仕様書に基づき施工するものとして、これに明記なきもの、軽微な変更については、本市監督員の指示によるものとする。

7 器材・機器類の保管

受注者は、本工事等に必要な資材等の集積場所及び保管場所等について本市監督員の指示を受けて受注者の責任により管理すると共に、工事等の竣工引き渡しまでの器材・機器類等の保管、保護をしなければならない。

8 既設営造物の損傷、その復旧

受注者が既設の建築物及び構造物あるいはその設備、機器及び装置並びに備品等を破損、損傷または汚染した場合は、速やかに現状に復旧させると共にその費用の一切を受注者が負担する。

9 提出書類

提出書類は原則として三重県公共工事共通仕様書に記載するものの他、本市監督員の指示する必要な書類を提出するものとする。

なお、そのサイズは、指定なきものを除き原則全てA4版とする。

10 試験及び検査

(1) 受注者は、機器及び材料の試験を行い、その成績書を本市監督員に提出し、承諾を受けるものとする。

(2) 主要機器については、製作工場において本市監督員等の立ち会いのもとに諸試験を行うことがある。この場合、立会日の10日以前に必要な書類を添付のうえ、その試験、検査等について書面で申し出ること。

(3) 機器、材料の検査及び試験のうち、公的またはこれに準ずる機関の発行した証明書等により、その成績が確認できるものについては、本市監督員の承諾のもとに省略することができる。なお、各試験、検査等は、受注者において必要な計器機器等を負担、準備し、実施しなければならない。また試験及び検査等に市監督員が立ち会わない場合は、その試験結果について写真、資料等を添付し本市監督員に報告すること。

(4) 試験及び検査の結果、本市監督員等の承諾が得られず、工事等に使用することが不適当なもの判断された場合には、受注者は、いかなるがあっても使用してはならない。

11 材料製作及び現場施工の記録写真

(1) 写真の分類

- ア 着手前、現場施工状況及び完成写真（同一アングルにて撮影のこと）
- イ 材料製作状況写真（材料製作手順による工事製作状況写真、既製標準品は除く）
- ウ 現場施工写真（現場における施工状況写真）
- エ 安全管理写真
- オ 材料検収写真
- カ 品質管理写真
- キ 出来形管理写真

(2) 写真の色彩、大きさ

カラー・サービスサイズ

(3) 写真の撮影基準

- ア 写真の撮影にあたっては、工事名、工種内容、測点等の必要な項目を記載した小黒板を被写体と共に写し込むこと。
- イ 不可視部分の写真整理

不可視になる出来形部分については、出来形寸法等が確認できるよう特に注意して撮影しなければならない。

12 施工管理

- (1) 受注者は、現場における工事開始と共に責任ある技術者を現地に常駐させ、工事等の期間中の危険防止対策を十分に行い、労働災害の防止に努めなければならない。
- (2) 受注者は、常に資材その他の整理整頓、清掃に努め、また工事等の完了に際しては、施工場所の後片付け、清掃等を実施すること。
- (3) 材料、資材等の搬入は、できるだけ通学通勤時間帯を避けるものとして、万一、この時間と重なる場合には、関係車両は付近の住民等、一般車両を優先しなければならない。
- (4) 受注者は、付近の住民あるいは工事等の作業員に対して事故等、災害が発生した時は、速やかに本市監督員に報告しなければならない。

13 竣工

- (1) 施設等の受け渡し（引き渡し）
工事等の完了に伴う設備、材料、施設等の受け渡しは、本市のほか必要な関係官公庁署の試験、検査等に合格した後とする。
- (2) 技術指導
完成施設等の使用に先立ち各機器の操作技術について講習会等を受注者の責任において実施し、必要な資料を提出すること。
- (3) 保証
 - ア 保証期間は、完成検査合格後（引き渡しの日より）2年間とする。
 - イ 保証期間中に生じた施工及び材質あるいは構造上の欠陥による全ての破損及び故障等については、受注者の負担にて速やかに補修、改造または新品と交換を行わなければならない。
 - ウ 保証期間満了時には、受注者の担当技術者を派遣し、設置機器あるいは工事等の対象設備の点検及び整備を実地しなければならない。
 - エ 保証書は、完成図書に綴じ込むものとする。

14 疑義

- (1) 本仕様書及び添付図面等の内容についての不明な事項は、必ず本市監督員に照会し、説明を受けること。
- (2) 施工中において、図面、仕様書、その他に疑義を生じた場合は、全て本市監督員の指示及び解釈による。

15 その他

- (1) 本工事等の設計図書、仕様書に記載する一切の機材等は、全て受注者が調達するものとし、工事等の実施の結果、設計数量より多少増加したり、詳細にわたり明記されていない事項であっても工事等の性格上、当然必要なものについては、全て受注者の負担とする。
- (2) 受注者は、工事等の施工にあたり特許権、その他第三者の権利の対象となっている材料、部材を設置または使用する時は、その設置及び使用に関する一切の責任を負うものとする。
- (3) 設備・材料等の維持管理上、必要な予備品、消耗品及び工具類については、その一覧表を本市監督員に提出し、承諾を受けた後、納入するものとする。

第 2 章 工事施工

1 工事概要

本工事は、雲出川左岸流域下水道半田川田排水区の浸水対策の一環として、供用開始のため半田川田ポンプ場へポンプ設備を設置するものである。

2 工事範囲

- (1) No. 3排水ポンプ (900mm立軸斜流ポンプ)
- (2) No. 3ポンプ用電動機
- (3) No. 3ポンプ用減速機
- (4) ポンプ用電動蝶型弁 (No. 1～No. 3)
- (5) ポンプ用フラップ弁 (No. 1～No. 3)
- (6) 床排水ポンプ機器
- (7) 吸水槽排水ポンプ機器
- (8) 上記に伴う配管及び給水配管
- (9) 付属設備
- (10) 上記に記載する各機器の計画、設計、製作、工場試験、輸送、据付及び試運転
- (11) その他必要な工事

3 他工事との区分

- (1) 土木工事との区分は原則として機械コンクリート基礎等は本工事に含む。
- (2) 電気設備工事との区分は機器の据付けまで本工事とし、電気設備との取り合いは機器の端子渡しとし、それ以降の配線接続は電気設備工事（別途発注）とする。

第 1 節 No. 3排水ポンプ

1 使用目的

本ポンプは、スクリーンを通過した雨水を排水するものである。

2 機器仕様

項目	仕様	備考
(1) 型式	立軸斜流ポンプⅡ型	
(2) ポンプ口径	φ 900mm	
(3) 吐出量	150m ³ /min	
(4) 揚程	7.4m	
(5) ポンプ効率	80.0%以上	
(6) 電動機出力	260kW	
(7) 回転数	約330min ⁻¹	
(8) コラム長さ	4.35m	
(9) 中間軸受け	なし	
(10) 設置方式	二床式	
(11) 流量制御	あり (可変周波数制御)	
(12) 台数	1台	

3 特記事項

- | | |
|-------------|-------|
| (1) ポンプ推力 | ポンプ受け |
| (2) 潤滑水回収装置 | なし |

- (3) 水中軸受 セラミック軸受け
- (4) 軸封装置 無注水シール
- (3) ポンプ 据付床レベル ▽-2.200 (スラブ面)
- (4) 電動機 据付床レベル ▽+3.350 (スラブ面)
- (5) HWL ▽-2.770
- (6) LWL ▽-5.050
- (7) LLWL ▽-5.350
- (8) ポンプ井底盤 ▽-7.600
- (9) その他 高速流ポンプ (Ⅱ型標準比速度) とする
ポンプベースは水密構造及び耐震対策を講ずる

- 4 使用材料
日本下水道事業団発刊基準類のとおりとする。
- 5 標準付属品
日本下水道事業団発刊基準類のとおりとする。
- 6 構造
日本下水道事業団発刊基準類のとおりとする。

第2節 No.3ポンプ用電動機

- 1 使用目的
電動機設備は、雨水ポンプの駆動用のため使用するものである。
- 2 機器仕様

項目	仕様	備考
(1) 型式	立軸かご形三相誘導電動機	
(2) 定格出力	260kW	
(3) 極数	6P	
(4) 定格電圧	440V	
(5) 定格周波数	60Hz	
(6) 回転数	1200min ⁻¹	
(7) 効率	JEC裕度付	
(8) 起動方式	可変周波数制御 (VVVF)	
(9) 台数	1台	

- 3 特記事項
 - (1) 速度制御 有
 - (2) 軸方向 立軸形
 - (3) 外被の形式 開放形
 - (4) 保護方式 防滴形
 - (5) 冷却方式 自冷式
 - (6) ポンプ推力 ポンプ受け
- 4 使用材料
日本下水道事業団発刊基準類のとおりとする。
- 5 標準付属品
日本下水道事業団発刊基準類のとおりとする。
- 6 その他
電動機は、インバータ装置の特性に合ったもので回転速度制御範囲内の使用における温度上昇に対し、十分耐えること。

第3節 No.3ポンプ用減速機

1 使用目的

ポンプ用減速機、電動機の回転数を歯車の組合せで主ポンプの回転数に減速すると共に、動力を伝達するものである。

2 機器仕様

項目	仕様	備考
(1) 電動機出力	260kW	
(2) 減速比	1 : 3.64	
(3) 電動機回転数	1200min ⁻¹	
(4) ポンプ回転数	330 min ⁻¹	
(5) 潤滑及び冷却方式	強制循環空冷式 (機付きファン)	
(6) 台数	1台	

3 特記事項

- (1) ポンプ推力 ポンプ受け

4 使用材料

日本下水道事業団発刊基準類のとおりとする。

5 標準付属品

日本下水道事業団発刊基準類のとおりとする。

6 その他

据付架台及び開口部（グレーチング）は、本機に付随するものとする。

第4節 No.3ポンプ用電動蝶型弁

1 使用目的

電動蝶型弁は、ポンプの吐出側に設け、雨水の流量調整等を行うものである。

2 機器仕様

項目	仕様	備考
(1) 形式	横軸電動蝶形弁	
(2) 口径	φ 900mm	
(3) 使用圧力	0.074MPa	
(4) 電動機出力	1.5kW	
(5) 周波数	60Hz	
(6) 電圧	200V	
(7) 開閉時間	約1.2min	
(8) 電動機規格	30分以上	
(9) 台数	1台	

3 特記事項

- (1) 使用水 雨水
 (2) 直結・2床式の区別 2床式
 (3) フランジ規格 7.5K
 (4) 据付脚 有

- (5) 開度発信機(R/I発信機内蔵形) 有
- 4 使用材料
日本下水道事業団発刊基準類のとおりとする。
- 5 標準付属品
日本下水道事業団発刊基準類のとおりとする。
- 6 その他
据付架台及び開口部（グレーチング）は、本機に付随するものとする。

第5節 No.1、No.2ポンプ用電動蝶型弁

- 1 使用目的
電動蝶型弁は、ポンプの吐出側に設け、雨水の流量調整等を行うものである。
- 2 機器仕様

項目	仕様	備考
(1) 形式	横軸電動蝶形弁	
(2) 口径	φ 1,350mm	
(3) 使用圧力	0.08MPa	
(4) 電動機出力	2.2kW	
(5) 周波数	60Hz	
(6) 電圧	200V	
(7) 開閉時間	約1.2min	
(8) 電動機規格	30分以上	
(9) 台数	2台	

- 3 特記事項
 - (1) 使用水 雨水
 - (2) 直結・2床式の区別 2床式
 - (3) フランジ規格 7.5K
 - (4) 据付脚 有
 - (5) 開度発信機(R/I発信機内蔵形) 有
- 4 使用材料
日本下水道事業団発刊基準類のとおりとする。
- 5 標準付属品
日本下水道事業団発刊基準類のとおりとする。
- 6 その他
据付架台及び開口部（グレーチング）は、本機に付随するものとする。

第6節 No.3ポンプ用フラップ弁

- 1 使用目的
フラップ弁はポンプ吐出し管端に設け、ポンプ停止の場合の逆流を防止するものである。
- 2 機器仕様

項目	仕様	備考
(1) 口径	φ 1,200mm	
(2) 台数	1台	

- 3 使用材料
 - 弁 体：SUS304
 - ケーシング：FC200以上
 - ピン等：SUS304
- 4 その他
 - 日本下水道事業団発刊基準類のとおりとする。設計水深は10mとする。

第7節 No.1、No.2ポンプ用フラップ弁

- 1 使用目的
 - フラップ弁はポンプ吐出し管端に設け、ポンプ停止の場合の逆流を防止するものである。
- 2 機器仕様

項目	仕様	備考
(1) 口径	φ 1,650mm	
(2) 台数	2台	

- 3 使用材料
 - 弁 体：SUS304
 - ケーシング：FC200以上
 - ピン等：SUS304
- 4 その他
 - 日本下水道事業団発刊基準類のとおりとする。設計水深は10mとする。

第8節 床排水ポンプ機器

- 1 床排水ポンプ
 - (1) 使用目的
 - 本ポンプは、ポンプ室床排水ピットへ集水された水の揚水するものである。
 - (2) 仕様

項目	仕様	備考
(1) 形式	水中モーターポンプ	着脱装置付
(2) 吐出口径	φ 50mm	
(3) 吐出量	0.1m ³ /min	
(4) 揚程	10m	
(5) 電動機	0.75kW×210V×60Hz×4P	
(6) 水中ケーブル長	10m	
(7) ポンプ井底から 上部床までの高さ	約1.2m	
(8) 台数	2台	

- (3) 使用材料
 - ケーシング：FC200以上
 - 羽根車：SCS13以上
 - 主 軸：13Crステンレス鋼
- (4) 標準付属品
 - 日本下水道事業団発刊基準類のとおりとする
- 2 床排水ポンプ吊上装置
 - (1) 使用目的
 - 床排水ポンプ吊上装置は、吊上装置架台フックに取付け、ポンプの据付、撤去、保守及

び点検に使用する。

- (2) 仕様
- | | |
|--------------|-------------|
| (ア) 型式 | 手動式チェーンブロック |
| (イ) 定格荷重 | 0.5t |
| (ウ) 揚程 | 2.5m |
| (エ) 操作チェーン長さ | 2.0m |
| (オ) 数量 | 1台 |
- (3) 特記事項
- | | |
|-----------------|----------------------------|
| (ア) 横行装置 | 無 |
| (イ) 吊換用具 | 無 |
| (ウ) 吊下げ架台（塗装含む） | 有（φ100×1,550mm、SS400、図面参照） |
- (4) 使用材料
日本下水道事業団発刊基準類のとおりとする。
- (5) 標準付属品
日本下水道事業団発刊基準類のとおりとする。

第9節 吸水槽排水ポンプ機器

1 吸水槽排水ポンプ

- (1) 使用目的
本ポンプは、吸水槽清掃時にLWL以下の水を排水するために設置し、吐出槽へ排水するものとする。
- (2) 仕様

項目	仕様	備考
(1) 形式	水中モーターポンプ	着脱装置付
(2) 吐出口径	φ80mm	
(3) 吐出量	1.0 m ³ /min	
(4) 揚程	15m	
(5) 電動機	5.5kW×210V×60Hz×4P	
(6) 水中ケーブル長	10m	
(7) ポンプ井底から 吸水槽底までの高さ	1.2m	
(8) 吸水槽底から 上部床までの高さ	6.3m	
(9) 台数	1台	

- (3) 使用材料
ケーシング：FC200以上
羽根車：SCS13以上
主軸：13Crステンレス鋼
- (4) 標準付属品
日本下水道事業団発刊基準類のとおりとする。

2 吸水槽排水ポンプ吊上装置

- (1) 使用目的
吸水槽排水ポンプ吊上装置は、吊上装置架台フックに取付け、ポンプの据付、撤去、保守及び点検に使用する。
- (2) 仕様
- | | |
|----------|-------------|
| (ア) 型式 | 手動式チェーンブロック |
| (イ) 定格荷重 | 0.5t |
| (ウ) 揚程 | 9.0m |

- | | |
|-----------------------|-----------------------------|
| (エ) 操作チェーン長さ | 2.0m |
| (オ) 数量 | 1台 |
| (3) 特記事項 | |
| (ア) 横行装置 | 無 |
| (イ) 吊換用具 | 有 (荷鎖、プレートロリ) |
| (ウ) 吊下げ架台 (塗装含む) | 有 (φ100×1,550mm、SS400、図面参照) |
| (4) 使用材料 | |
| 日本下水道事業団発刊基準類のとおりとする。 | |
| (5) 標準付属品 | |
| 日本下水道事業団発刊基準類のとおりとする。 | |

第10節 総合試運転

工事の受注者は、監督職員の指示する期間に関連する別途電気工事の受注者と総合試運転に関し、十分協力を行い、実施することとする。(電気工事工期：令和5年2月末 完了予定)

1 実施内容

- (1) 設備及び機器の連係運転による機能の確認及び調整
- (2) 分析測定、騒音測定、振動測定
- (3) 発注者及び維持管理職員に対する運転操作、保守点検方法等の基礎的指導
- (4) その他監督職員の指示による。

2 実施方法

- (1) 受注者は、原則として総合試運転開始前までに早期に工事が完成した各設備機器の単体試験(配管系統の気密試験、軸受部等の給油状態の確認、保護装置の動作試験等)、組合せ試験が完了した後に総合試運転を実施するものとする。
- (2) 総合試運転期間中に発生した不具合などは、すべて受注者の責任で改修又は再調整を行い、再度試運転のうえ機能の確認を行う。
- (3) 受注者は、総合試運転を行う際、施設の運転等に影響が及ぶ場合、時期、期間、連絡手段などについて監督職員と十分協議を行うものとする。
- (4) その他は、日本下水道事業団「総合試運転の手引」に準拠し監督職員の指示により行うものとする。

3 検査・試験等

性能又は機能の確認のため設計図書で指示する環境試験等の特別な検査・試験又は要するものは、指定する期日までに資料を提出するものとする。なお、これらの資料は、原則として公的又は権威ある試験所の分析試験表による。

4 提出書類

受注者は日本下水道事業団「総合試運転の手引」に準拠し、下記による書類を提出するものとし、必要に応じて説明を行わなければならない。

- (1) 総合試運転を行うための「総合試運転実施要領書」要領書については、監督職員と十分協議を行い作成するものとする。
- (2) 総合試運転完了時は「総合試運転実施報告書」
- (3) その他監督職員が指示するもの

第11節 塗装

日本下水道事業団発刊基準類による。

第12節 その他

1 鋼製加工品施工範囲

番号	名称	設置場所	主寸法	主要材質	数量	備考
1	No. 1, 2フランジ蓋	B1Fポンプ室	図面による	SS400	2	
2	No. 1, 2止水蓋	B1Fポンプ室	図面による	SS400	2	
3	床排水ポンプ用吊上装置架台	B1Fポンプ室	図面による	SS400	1	
4	吸水槽排水ポンプ用吊上装置架台	屋外	図面による	SS400	1	

2 基礎工等施工範囲

番号	名称	施工場所	備考
1	No. 3ポンプ用基礎	B1Fポンプ室	図面参照
2	No. 3電動機・減速機架台用基礎	1F電動機室①	図面参照
3	No. 3電動蝶型弁用基礎	B1Fポンプ室	図面参照
4	No. 1, 2電動蝶型弁用基礎	B1Fポンプ室	図面参照
5	No. 3吐出管壁貫通部	B1Fポンプ室	図面参照
6	No. 1, 2吐出管壁貫通部	B1Fポンプ室	図面参照
7	床排水管壁貫通孔	1F電動機室①～屋外	図面参照
8	床排水管床貫通孔	B1Fポンプ室～1F電動機室①	図面参照
9	吸水槽排水管壁貫通孔①	1F電動機室①～屋外	図面参照
10	吸水槽排水管壁貫通孔②	屋外～B1Fポンプ室	図面参照
11	吸水槽排水管床貫通孔	B1Fポンプ室～1F電動機室①	図面参照
12	給水管壁貫通孔	B1Fポンプ室～1F電動機室②	図面参照
13	給水管床貫通孔	1F電動機室②～屋外	図面参照
14	シンダーコンクリート	1F電動機室①	図面参照
15	シンダーコンクリート	1F電動機室②	図面参照

3 配管仕様及び施工範囲

番号	配管名	材質	口径	施工範囲	備考
1	No. 3ポンプ用吐出配管	D C I P	900A～ 1,200A	ポンプ吐出口 ～逆流防止弁	
2	No. 1, No. 2ポンプ用吐出配管	D C I P	1,350A～ 1,650A	電動蝶型弁 ～逆流防止弁	片端フランジ蓋 接続含む
3	排水管（1）	S U S	50A	床排水ポンプ～吐出槽	
4	排水管（2）	S U S	80A	吸水槽排水ポンプ～吐出槽	
5	給水管	S U S	25A	給水管引込部（屋外） ～各水栓	屋外被覆工事含む

4 配管被覆仕様

番号	配管名	施工場所	被覆仕様	備考
1	給水管	屋外露出	1. ポリスチレンフォーム 2. 粘着テープ 3. ポリエチレンフィルム 4. ステンレス鋼板	
2	吸水槽排水管	屋外露出	1. ポリスチレンフォーム 2. 粘着テープ 3. ポリエチレンフィルム 4. ステンレス鋼板	

第3章 特記事項

1 他工事等との協調

施工現場において他の工事等と競合、輻輳する場合には、必ず本市監督員の指示を受け他工事等との協調を図り施工すること。

2 作業日時

作業日時は、土、日曜日、祝日を除く8時30分から17時までとする。時間外作業をするときは、本市監督員の承諾を得ること。

3 発生材の処分

工事に伴った発生材等についての処分にあたっては特に留意し、工事施工中はもとより施工完了後においてもその処分経過を明らかにしておくこと。

4 工事完成報告書

工事完成報告書の提出部数は2部とする。

5 完成図書

施工図及び取扱説明書等の完成に伴う完成図書は原則として3部作成するものとする。なお、作成にあつては本市監督員の指示に従うものとする。

第4章 支払いに関する事項

【前金の支払い】

請負代金の額が130万円以上の契約において、受注者が公共工事の前払金保証事業に関する法律に規定する保証事業会社の保証を明示した場合で、市が必要と認めたときは、請負金額の10分の4以内で、かつ当該支出予算の範囲内で前払いするものとする。

また、継続費支弁の2年度以上にわたる契約における前金払は、当該継続費の各年度の年割額に相当する部分の工事等の金額に対してするものとする。令和4年度以降の前払金については、前会計年度年割額分を施工した後でなければ、請求できないものとする。

【部分払】

本工事の部分払は、津市工事請負契約約款第37条に基づき、その請求に応じてこれを支払うが、部分払のできる回数は津市建設工事執行規則に基づき、5回以内とする。ただし、時期については令和3年度末に必ず行うものとする。

また、令和3年度末の支払いについては、当該年度の年割額の範囲内とする。

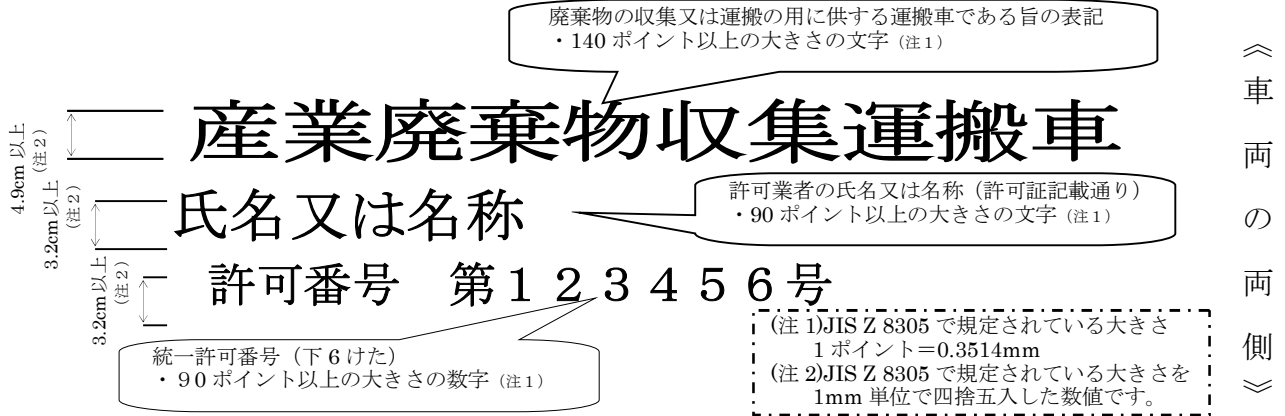
なお、本工事における継続費の年度別割合は下記のとおりとする。

令和3年度	40%程度
令和4年度	60%程度

[産業廃棄物収集運搬車への表示・書面備え付け]

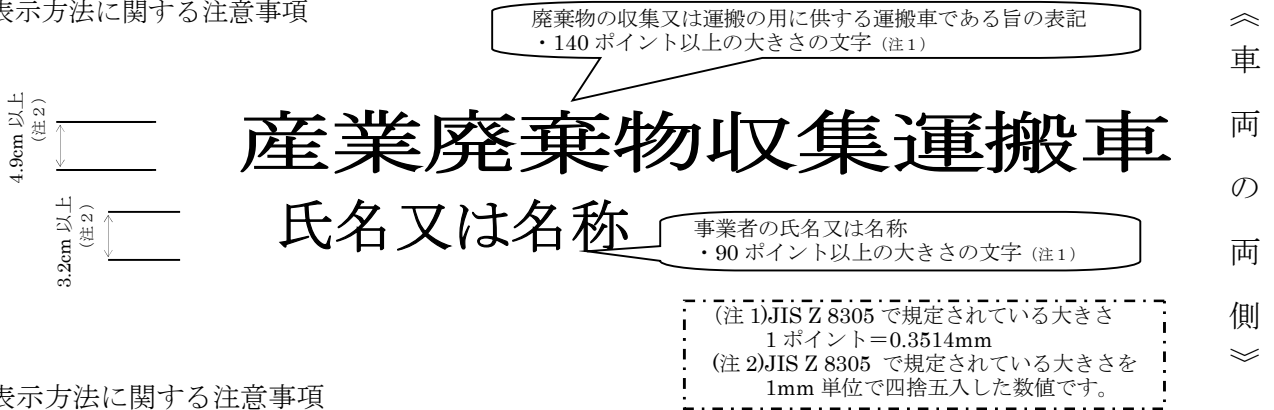
産業廃棄物の収集運搬に係る表示及び書面備え付けを行うものとする。

産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）収集運搬業者の表示例



排出事業者が自ら収集運搬する場合の表示例

表示方法に関する注意事項



表示方法に関する注意事項

- ・車両の両側面（車体の外側）の見やすい位置にわかりやすいように表示すること。
- ・表示は車体に直接塗装するか、プレートを車体に釘で固定することが望ましい。やむを得ずステッカー、はめ込みプレート、マグネットにより着脱が可能な方法で表示を行う場合、ステッカー等の素材には風雨に耐えられるものを使用すること。また、走行中に破損したり、車体から外れたり、他者に容易に取り外されないようにすること。
- ・文字・数字には、車体・ステッカー等の色を考慮し、識別しやすい色を用いること。また、風雨でかすれたり、容易に書き換えられないようにすること。汚れ等が付着した場合は、ただちに取り除くこと。

特記仕様書（共通編）

No.1

大区分	中区分	小区分（条件及び内容）
共通	共通	<input checked="" type="checkbox"/> 本工事の施工にあたっては、三重県発行の「三重県公共工事共通仕様書」（令和2年8月）に準じて行うものとする。 <input checked="" type="checkbox"/> 津市工事請負契約約款、図面及び別紙特記仕様書（施工条件明示一覧表）並びに特記事項は、三重県発行の「三重県公共工事共通仕様書」（令和2年8月）に優先する。 <input checked="" type="checkbox"/> 本工事はすべて設計図書（図面、仕様書並びに現場説明書及び現場説明に対する質問解答書を含む）によるほか、津市契約規則及び津市建設工事執行規則により執行する。 <input checked="" type="checkbox"/> 設計図書において疑義が生じた場合は監督員の指示による。
	施工計画	<input checked="" type="checkbox"/> 品質及び出来形の基準値・規格値について、三重県公共工事共通仕様書で定めのない工種は、監督員との協議による。 <input checked="" type="checkbox"/> 選任を必要とする作業においては、作業主任者等を配置し、必要な資格者一覧を作成するとともに免許の写しを提出するものとする。 <input checked="" type="checkbox"/> 工事中の安全確保のため、労働安全に結びつく労働者が保有する資格者（クレーン運転士、玉掛作業者など）の一覧を作成しその資格証の写しを提出するものとする。
	施工体制台帳	<input checked="" type="checkbox"/> 受注者は工事を施工するために下請負契約を締結した場合には、下請金額にかかわらず施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを監督員に提出すること。
	工事測量	<input checked="" type="checkbox"/> 施工前に、基準点、KBM、縦横断面及び工事区間内における境界の確認測量を行い、その結果、設計図書と差異が生じている場合には監督員に報告するものとする。 <input checked="" type="checkbox"/> 工事区間内の境界は、受注者の責任において原形復旧できる資料を作成、保存し、調査資料は監督員へ1部提出するものとする。
	施工	<input checked="" type="checkbox"/> 契約書、設計書及び仕様書に明示されていない事項であっても、機能上及び施工上当然必要と認められるもの、並びに取合いのはつり・補修・復旧は、受注者の負担で処理するものとする。 工事中（養生中を含む）の隣接家屋の乗り入れについては、所有者と十分に協議の上、必要に応じ、鉄板等にて対応するものとする。 排水構造物の施工については、常時通水可能な状態を確保し、異常時には臨機の措置を講じるものとする。
工程	工程	<input checked="" type="checkbox"/> 本工事の工期は、休日、雨天のほか、社会的制約条件による要因を考慮してのものである。
	関係機関協議	<input checked="" type="checkbox"/> 施工前、ゴミ置場等施工上移設が生じる場合は、所有者、関係自治会等調整し移設場所を確定し、回覧等により周知徹底を行うものとする。他の物件で移設が生じる場合も、同様の扱いとする。 <input checked="" type="checkbox"/> 受注者は、工事着手前はもとより、工事期間中を通じて、必要の都度、工事内容を地元住民及び通行人等関係者に周知し、工事への協力を求めるための文書を配布するなど必要な措置を講ずるものとする。 地下埋設物の対応について、各管理者と監督員の立会のもと、試掘調査を行うものとする。 <input checked="" type="checkbox"/> 施工箇所付近に占有物件が予想される場合には、工事施工に先立って地下埋設（上空占有を含む）の詳細情報を関係機関から調査収集し、受注者より各管理者と現地立会を行うなど、施工に際し十分に協議確認を行うものとする。 <input checked="" type="checkbox"/> 地下埋設物及び上空占有物を誤って切断した場合の緊急時の対策として、必ず監督員まで詳細を報告し、速やかに関係機関へ連絡を取るとともに周辺住民に対しても適切な処置を行うものとする。 <input checked="" type="checkbox"/> 他の工事等と重複する場合も考えられるため、施工時期や交通規制等に綿密な調整を図り、十分な配慮をもって施工するものとする。
	官公庁への手続き等	<input checked="" type="checkbox"/> 交通障害に伴う道路使用許可の手続き、消防への工事届け等を速やかに行うものとする。なお、道路使用許可申請にかかる手数料は、受注者の負担とする。

(注)上記条件及び内容のレ印当該欄は、工事において制約を受ける事となるので明示する。
 変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

津市
令和2年11月

特記仕様書（共通編）

大区分	中区分	小区分（条件及び内容）
用地・補償関係	事業損失	<p>家屋事前調査は、調査前に対象住民への周知を行い、調査後に工事着手するものとする。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 受注者の責における金銭的補償等は、受注者の責任において適切に処理するものとする。補償対象者より領収書、承諾書を徴収し、監督員に報告するものとする。ただし、その内容によっては、市と受注者が協議し、市が処理する場合もある。</p>
	民地の保全	<p>官民若しくは民民の境界を示すもの（杭、鋸、プレート等）が発見された場合は、施工前に監督員に報告するものとする。</p> <p>工事により境界杭等が破損、亡失した場合は、工事完了後復元を行うものとする。その際には、関係者と立会、承認を得るものとする。</p>
安全対策	<p>工事中の安全確保</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 施工箇所において、通学路であった場合は、対象の学校と十分協議をし、工程の調整を図るものとし、通学者の安全を確保するものとする。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 資機材の搬出入と通行時間は適切な時間帯に行い、沿線住民等への周知を図るものとする。これにより難い場合は、関係自治会等と協議を行うものとする。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 地山掘削・床掘時は、既設構造物に損傷が出ないように、適切な措置を行うものとする。また、万が一損傷を与えた場合には、受注者の責において対処するものとする。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 図示してある掘削及び床掘については、計算用に用いた線であり、施工段階では各安全法令を遵守し施工状況、地下水等を考慮し現場にあわせた勾配等、対策を講じて施工するものとする。</p> <p>工種（ ）について、施工日の即日開放を原則とする。</p> <p>工種（ ）について、事前に（ 警察署 ）と立会を行い、確認後、施工を行うものとする。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 現場にて使用する各種建設機械は、持込者や点検・整備・維持管理状況が把握できるよう、受注者において書類により整理し、監督員もしくは検査員が求めた際には提示すること。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 現場において設置する仮設工は、設置完了時や使用中の点検及び管理についてチェックリスト等を活用して実施・整理し、監督員もしくは検査員が求めた際には提示すること。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 現場代理人は、豪雨、出水、その他の天災に対しては、平素から気象情報などについて十分な注意を払い、常にこれに対処できる準備をしておくものとする。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 工事中は、路面に段差や小構造物等突起物が無いよう仮舗装等で十分なすり付けを行い、毎日の作業終了後工事現場内を十分に調べ、危険な箇所はその日のうちに補修を行うものとする。</p>
	交通安全管理	<p><input checked="" type="checkbox"/> 工事の施工に伴って、工事車両の出入口及び交差道路に対し、一般交通の安全誘導が必要となる箇所には、交通の誘導・整理を行う者（以下「交通誘導警備員」という）を配置し、公衆の交通の安全を確保するものとする。</p> <p>交通誘導警備員のうち1人は有資格者（平成17年警備業法改正以降の交通誘導警備業務にかかる1級又は2級検定合格者）または、交通の誘導・整理の実務経験3年以上の者を配置するものとする。</p> <p>受注者は、交通誘導警備員を雇用するにあたり、その警備会社と雇用期間中等労働条件並びに傷害保険等に関する契約書を締結し、その契約書（写し）を監督員に提出すること。また、交通誘導警備員の配置者一覧表（資格・実務経験年数を明示したもの）及び配置者名の明記された伝票を監督員へ提示するものとする（但し、監督員が提出を求めた場合は提出するものとする）。</p> <p>交通誘導警備員に一日一日の工事（どこまで進入できるか等）を十分把握させ、地元車両の出入り等、交通整理に円滑な処置がとれるようにするものとする。</p>

(注)上記条件及び内容のレ印当該欄は、工事において制約を受ける事となるので明示する。
 変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

特記仕様書（共通編）

大区分	中区分	小区分（条件及び内容）
環境対策	環境対策	<ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/> 現場施工及び、現場外走行時の防塵対策については、周囲に粉塵等の影響が無いよう対策を講じ、通行及び人家に対し十分配慮すること。万が一被害が生じた場合は、受注者の責において解決にあたるものとする。 <input checked="" type="checkbox"/> 土粒子を多量に含み、排水施設等に悪影響を及ぼすと考えられる放流については、沈砂または濾過施設を通して放流するものとする。 <input checked="" type="checkbox"/> 受注者は産業廃棄物の処理を委託する際、運搬については産業廃棄物収集運搬業者等と、処分については産業廃棄物処分業者等と、それぞれ個別に直接契約し、その契約書（写し）及び収集運搬業・処分業の許可証（写し）を監督員に提示もしくは提出すること。 <input checked="" type="checkbox"/> 廃棄物処理及び清掃に関する法律に基づき、産業廃棄物の排出事業者（受注者）は産業廃棄物の処理を委託する際、適正処理のために必要な廃棄物情報（成分性状等）を処理業者に提供し、また受注者は、処理に係る産業廃棄物管理票（マニフェスト）について、監督員が提示を求めた場合は提示するものとする。
資料作成	提出書類	<ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/> 工事日誌については、監督員が指示した場合、提出するものとする。 <input checked="" type="checkbox"/> 完成写真は、着手前・施工中・完成時に、起点及び終点において必ず同一方向となるように撮影し、3枚1組として、工事写真帳の上段・中段・下段に整理し、完成写真として提出するものとする。（提出部数 2部 用紙サイズ：A4） <input checked="" type="checkbox"/> 工事完成報告書の提出部数は2部とする。 <input checked="" type="checkbox"/> 受注者は、工事に使用する材料の品質を証明する資料を受注者の責任と費用負担において整備し、使用前に監督員に提出し、確認を受けるものとする。 ・アスファルト混合物（事前認定審査を受けた混合物の認定書の写し）、生コンクリート（製造会社の材料試験結果、配合の決定に関する確認資料）、購入土、碎石（新材）等 ※その他材料に関する資料についても原則、全て提出するものとするが、主たる材料以外で使用量が少量の場合は資料の提出について監督員と協議できるものとする。
	部分下請負通知書	<ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/> 受注者は、工事の一部において下請負させる場合は、全て部分下請負通知書を当該下請負業者の施工開始日までに監督員に提出するものとする。部分下請負通知書には下請負業者（再下請負業者を含む）との契約書等の写し、下請負業者（再下請負業者を含む）の建設業の許可の写し及び主任技術者等の資格者証の写し等を添付するものとする。なお、建設業にない下請負の場合、書面上の主任技術者を作業責任者等と読み替え、下請業者に当該業務の資格者証の写しを添付するものとする。 <input checked="" type="checkbox"/> 特定建設業者で下請負金額の総額が、建設業法第3条第1項第2号の政令で定める金額以上の場合、受注者は、本工事をつかさどる監理技術者の資格証明書の写しを提出するものとする。
支払いに関する事項	前金支払いに関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/> 請負代金の額が130万円以上の契約において、受注者が公共工事の前払金保証事業に関する法律に規定する保証事業会社の保証を明示した場合で、市が必要と認めるときは、契約金額の10分の4以内で、かつ当該支出予算の範囲内で前払いするものとする。

(注)上記条件及び内容のレ印当該欄は、工事において制約を受ける事となるので明示する。
変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

明 示 項 目	明 示 事 項	条 件 及 び 内 容
工 程 関 係	<input checked="" type="checkbox"/> 別途工事との工程調整が必要あり (別途工事名：電気設備築造工事、雨水幹線築造工事)	<input checked="" type="checkbox"/> 調整項目（ <input type="checkbox"/> 資材等の流用 <input checked="" type="checkbox"/> 仮設及び工事用道路等の調整 <input checked="" type="checkbox"/> 建設機械等の調整 <input checked="" type="checkbox"/> 施工順序の調整 <input checked="" type="checkbox"/> その他（作業ヤード） <input type="checkbox"/> 別途協議）
	<input type="checkbox"/> 施工時期、施工時間及び施工方法の制限あり	<input type="checkbox"/> 制限する工種名（ 施工方法（ ））
	<input type="checkbox"/> 工期	<input type="checkbox"/> 工期は、繰越手続きが完了後、令和 年 月 日までに変更します。
	<input type="checkbox"/> 他機関との協議が未完了	<input type="checkbox"/> 協議が必要な機関名（ ） 協議完了見込み時期（ ）
	<input type="checkbox"/> 占用物件との工程調整の必要あり <input type="checkbox"/> その他（ ）	<input type="checkbox"/> 占用物件名（ <input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> 水道 <input type="checkbox"/> ガス <input type="checkbox"/> その他（ ）） <input type="checkbox"/> その他（ ）
用 地 関 係	<input type="checkbox"/> 用地補償物件の未処理箇所あり	<input type="checkbox"/> 未処理箇所（ <input type="checkbox"/> 別添図等 <input type="checkbox"/> No. ~No. <input type="checkbox"/> 別途協議）
	<input type="checkbox"/> 仮設ヤードの有無	<input type="checkbox"/> 完了見込み時期（ <input type="checkbox"/> 令和 年 月頃 <input type="checkbox"/> 別途協議） <input type="checkbox"/> 仮設ヤード（ <input type="checkbox"/> 官有地 <input type="checkbox"/> 民有地 <input type="checkbox"/> その他（ ）） <input type="checkbox"/> 別途協議） <input type="checkbox"/> 仮設ヤード使用期間（ ） <input type="checkbox"/> 仮設ヤードからの運搬距離（L= km） <input type="checkbox"/> 使用条件・復旧方法（ ）
	<input type="checkbox"/> その他（ ）	<input type="checkbox"/> その他（ ）
公害対策関係	<input type="checkbox"/> 施工方法の制限あり	<input type="checkbox"/> 制限項目（ <input type="checkbox"/> 騒音 <input type="checkbox"/> 振動 <input type="checkbox"/> 水質 <input type="checkbox"/> 粉じん <input type="checkbox"/> 排出ガス <input type="checkbox"/> その他（ ）） <input type="checkbox"/> 施工方法等（ <input type="checkbox"/> 指定工法名（ ） <input type="checkbox"/> その他（ ）） <input type="checkbox"/> 別途協議） <input type="checkbox"/> 施工時期（ ）
	<input type="checkbox"/> 事業損失防止に関する調査あり	<input type="checkbox"/> 調査項目（ <input type="checkbox"/> 騒音測定 <input type="checkbox"/> 振動測定 <input type="checkbox"/> 水質調査 <input type="checkbox"/> 近接家屋の事前・事後調査 <input type="checkbox"/> 地盤沈下測定 地下水位等の測定 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 別途協議） <input type="checkbox"/> 調査方法（ <input type="checkbox"/> 別途資料 <input type="checkbox"/> その他（ ）） <input type="checkbox"/> 別途協議）
	<input type="checkbox"/> その他（ ）	<input type="checkbox"/> その他（ ）
安全対策関係	<input type="checkbox"/> 交通安全施設等の指定あり	<input type="checkbox"/> 交通安全施設等の配置（ <input type="checkbox"/> 別添図等 <input type="checkbox"/> その他（ ）） <input type="checkbox"/> 別途協議） 交通誘導警備員の配置（ <input type="checkbox"/> 別添図等 <input type="checkbox"/> その他（ ）） <input type="checkbox"/> 別途協議） <input type="checkbox"/> 指定路線 <input type="checkbox"/> 指定路線以外 <input type="checkbox"/> 交通誘導警備員の配置人員数 <input type="checkbox"/> 概算人数による算出 ① 交通誘導警備員の人数は、概算数量としているため、設計変更の対象とする。 概算延べ人数：交通誘導警備員 A： 人 B： 人 (注：交通誘導警備員Aが配置できない場合も変更の対象とする。) ② 受注者は、工事着手前に配置計画等（配置人員、期間等）を作成し、それを基に、監督員と必要とする交通誘導警備員の延べ配置人員を協議すること。工事着手後、計画を変更する必要が生じた場合は、随時、協議を行い、計画を見直すこと。なお、延べ配置人員の算出は、県が定める作業日当たり標準作業量等を用い作成するものとし、現場条件等により県の標準作業量等と差が生じる場合は、その理由を明確にした計画をもって協議すること。また、実績人数の確認方法についても合わせて協議を行うこと。 ③ 交通誘導警備員の配置完了後、協議により定めた実績人数が確認できる資料を提出すること。 <input type="checkbox"/> 積上げによる算出 配置人員数（ 人）（うち交通誘導警備員A（ 人）） (注：配置人員数の変更は原則行わないものとする。但し、交通誘導警備員Aが配置できない場合は変更の対象とする。) 交通誘導警備員の配置時間（ ） 交通誘導警備員の配置期間（ ） 交通誘導警備員配置の対象工種（ ）
	近接施設等に対する制限	<input type="checkbox"/> 既存施設あり ・近接公共施設（ <input type="checkbox"/> 鉄道 <input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> 水道 <input type="checkbox"/> ガス <input type="checkbox"/> その他（ ）） ・近接施設（ <input type="checkbox"/> 擁壁（ ）） <input type="checkbox"/> ブロック塀 <input type="checkbox"/> 家屋 <input type="checkbox"/> その他（ ）） ・現地の状況を適切に把握して施工を行うこと。 <input type="checkbox"/> 工法制限あり ・制限を受ける工種（ ） ・制限内容（ ）

(注) 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

明 示 項 目	明 示 事 項	条 件 及 び 内 容
安全対策関係	<input type="checkbox"/> 土砂崩落・発破作業に対する防護施設等に指定あり	<input type="checkbox"/> 安全防護施設等の配置（ <input type="checkbox"/> 別添図等 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 別途協議） <input type="checkbox"/> 保安要員の配置（ <input type="checkbox"/> 別添図等 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 別途協議）
	<input checked="" type="checkbox"/> 現場での安全確保（自主施工の原則）	<input checked="" type="checkbox"/> 受注者は、工事中の適切な安全確保の措置等の一切の手段について、自らの責任において定め、工事を実施すること。 <input checked="" type="checkbox"/> 設計図書に明示された施工条件と工事現場が一致せず、安全確保のために指定仮設の変更や計上が必要な場合は、監督員と協議を行い指示を受けた後、受注者として適切な安全確保の措置を講じたうえで、工事を実施すること。
	<input type="checkbox"/> その他（ ）	<input type="checkbox"/> その他（ ）
工事用道路関係	<input type="checkbox"/> 一般道路（搬入路）の使用制限あり <input type="checkbox"/> 仮設道路の設置条件あり	<input type="checkbox"/> 経路及び使用期間の制限内容（ <input type="checkbox"/> 別添図等 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 別途協議） <input type="checkbox"/> 使用中及び使用後の措置（ <input type="checkbox"/> 別添図等 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 別途協議） <input type="checkbox"/> 用地及び構造（ <input type="checkbox"/> 別添図等 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 別途協議） <input type="checkbox"/> 安全施設（ <input type="checkbox"/> 別添図等 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 別途協議）
	<input type="checkbox"/> その他（ ）	<input type="checkbox"/> その他（ ）
	<input type="checkbox"/> 仮設備関係	<input type="checkbox"/> 使用期間及び借地条件（ <input type="checkbox"/> 別添図等 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 別途協議） <input type="checkbox"/> 転用あり（ 回） <input type="checkbox"/> 兼用あり（ ） <input type="checkbox"/> その他（ ）
仮設備関係	<input type="checkbox"/> 仮設備の設置条件あり	<input type="checkbox"/> 使用期間及び借地条件（ <input type="checkbox"/> 別添図等 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 別途協議） <input type="checkbox"/> 転用あり（ 回） <input type="checkbox"/> 兼用あり（ ） <input type="checkbox"/> その他（ ）
	<input type="checkbox"/> 水替工（締切排水工）	<input type="checkbox"/> 施工条件の指定なし <input type="checkbox"/> 施工条件の指定あり ① 水替工（締切排水工）の水替日数は、概算数量としているため、設計変更の対象とする。 概算延べ水替日数： 日 ② 受注者は、工事着手前に計画工程表等（対象工種、期間等）を作成し、それを基に、監督員と必要とする水替日数を協議すること。工事着手後、計画を変更する必要がある場合は、随時、協議を行い、計画を見直すこと。なお、水替日数の算出は、県が定める作業日当たり標準作業量等を用い作成するものとし、現場条件等により県の標準作業量等と差が生じる場合は、その理由を明確にした計画をもって協議すること。また、実績日数の確認方法についても合わせて協議を行うこと。 ③ 水替工（締切排水工）完了後、協議により定めた実績日数が確認できる資料を提出すること。 <input type="checkbox"/> その他（ ）
	<input type="checkbox"/> 仮設物の構造及び施工方法の指定	<input type="checkbox"/> 構造及び設計条件（ <input type="checkbox"/> 別添図等 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 別途協議） <input type="checkbox"/> 施工方法（ ） <input type="checkbox"/> その他（ ）
建設発生土・産業廃棄物関係	<input type="checkbox"/> 建設発生土受入地の指定あり	<input type="checkbox"/> 受入地の条件（ <input type="checkbox"/> 別途図面 <input type="checkbox"/> 運搬距離（L＝ km） <input type="checkbox"/> 受入料金あり <input type="checkbox"/> 受入料金なし <input type="checkbox"/> 別途協議 <input type="checkbox"/> その他（ ））
	<input type="checkbox"/> 建設発生土受入地未定	<input type="checkbox"/> 受入地未定につき別途協議する。（ <input type="checkbox"/> 暫定運搬距離 L＝ km、 <input type="checkbox"/> その他（ ））
	<input checked="" type="checkbox"/> 産業廃棄物の処理条件あり	<input checked="" type="checkbox"/> 産業廃棄物の種類（ <input checked="" type="checkbox"/> コン塊 <input type="checkbox"/> アス塊 <input type="checkbox"/> 木材 <input type="checkbox"/> 汚泥 <input type="checkbox"/> その他（ ）） <input checked="" type="checkbox"/> 産業廃棄物の処分地（ <input checked="" type="checkbox"/> 再生処分場（ ） <input type="checkbox"/> 最終処分場（ ） <input type="checkbox"/> 別添図書 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 別途協議） 【注：特段の理由により処分先や運搬距離を明示する場合はその他の項目（ ）に記入のこと。】 <input type="checkbox"/> 処分場の受入条件（ ） <input type="checkbox"/> 舗装切断時の排水処理 アスファルト・セメントコンクリート舗装の切断時に発生する排水（泥水）を河川や側溝に排水することなく排水吸引機能を有する切断機械等により回収するものとする。また、回収水等は、産業廃棄物として取り扱うものとし、適正に処理しなければならない。「適正に処理」とは、「廃棄物処理及び清掃に関する法律」に基づき、産業廃棄物の排出事業者（受注者）が産業廃棄物の処理を委託する際、適正処理のために必要な廃棄物情報（成分や性状等）を処理業者に提供することが必要である。なお、受注者は、回収水等の産業廃棄物管理票（マニフェスト）について、監督員に提示しなければならない。 <input type="checkbox"/> 舗装切断時の回収水等の運搬・処理については、契約後、監督員と協議すること。 <input type="checkbox"/> その他（ ）
<input type="checkbox"/> その他（ ）	<input type="checkbox"/> その他（ ）	

(注) 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

明示項目	明示事項	条件及び内容
工事支障物件関係	<input checked="" type="checkbox"/> 工事支障物件あり	<input checked="" type="checkbox"/> 支障物件名（ <input type="checkbox"/> 鉄道 <input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> 水道 <input type="checkbox"/> ガス <input checked="" type="checkbox"/> 有線 <input type="checkbox"/> その他（ <input type="checkbox"/> 移設時期（ <input type="checkbox"/> 令和 年 月 頃 <input type="checkbox"/> 別途協議） <input type="checkbox"/> 防護（ <input type="checkbox"/> その他（
	<input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> その他（
薬液注入関係	<input type="checkbox"/> 薬液注入工法等の指定あり	<input type="checkbox"/> 設計条件（ <input type="checkbox"/> 削孔数量（ <input type="checkbox"/> 工法関係（
	<input type="checkbox"/> 提出書類あり 注入量の確認、注入の管理及び注入の効果の確認	<input type="checkbox"/> 工法区分（ <input type="checkbox"/> 注入量（ <input type="checkbox"/> 材料種類（ <input type="checkbox"/> 施工範囲（ <input type="checkbox"/> その他（
	<input type="checkbox"/> その他（	<input type="checkbox"/> 材料関係（ <input type="checkbox"/> その他（
再生材使用関係	<input type="checkbox"/> 再生材使用の指定あり	<input type="checkbox"/> 再生材の種類（ <input type="checkbox"/> 再生Asコン <input type="checkbox"/> 再生路盤材 <input type="checkbox"/> 再生クラッシャーラン <input type="checkbox"/> 道路用盛土材 <input type="checkbox"/> 再生コン砂） <input type="checkbox"/> 再生材が使用出来ない場合の措置（ <input type="checkbox"/> 新材に変更 <input type="checkbox"/> その他（ <input type="checkbox"/> 再生コンクリート砂（1購入先当たり1検体の試験を行い、試験報告書には、使用する工事名称、所在地を記載する。）
	<input type="checkbox"/> 六価クロム溶出試験あり（環境告示第46号溶出試験）	<input type="checkbox"/> 三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品を使用する。ただし、認定製品が入手できない場合は、監督員と別途協議。 （認定製品の品名： <input type="checkbox"/> 盛土材 <input type="checkbox"/> 埋戻し材 <input type="checkbox"/> サンドクッション材 <input type="checkbox"/> 上層路盤材 <input type="checkbox"/> コンクリート二次製品 <input type="checkbox"/> グレーチング <input type="checkbox"/> その他（
	<input type="checkbox"/> 三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品の使用について	<input type="checkbox"/> 三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品を使用する。ただし、認定製品が入手できない場合は、監督員と別途協議。 （認定製品の品名： <input type="checkbox"/> 盛土材 <input type="checkbox"/> 埋戻し材 <input type="checkbox"/> サンドクッション材 <input type="checkbox"/> 上層路盤材 <input type="checkbox"/> コンクリート二次製品 <input type="checkbox"/> グレーチング <input type="checkbox"/> その他（ <input type="checkbox"/> 下記製品を本工事で使用する場合は、三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品を使用するように努める。 （認定製品の品名： <input type="checkbox"/> 間伐材製工事用バリケード・看板・標示板）
	<input type="checkbox"/> その他（	<input type="checkbox"/> その他（
その他	<input type="checkbox"/> 工事用機材の保管及び仮置きが必要あり	<input type="checkbox"/> 保管場所（ <input type="checkbox"/> 期間（ <input type="checkbox"/> その他（
	<input type="checkbox"/> 現場発成品あり	<input type="checkbox"/> 品名（ <input type="checkbox"/> 数量（ <input type="checkbox"/> 保管場所（ <input type="checkbox"/> その他（
	<input type="checkbox"/> 支給品あり	<input type="checkbox"/> 品名（ <input type="checkbox"/> 数量（ <input type="checkbox"/> 引渡場所（ <input type="checkbox"/> 時期（令和 年 月 日） <input type="checkbox"/> その他（
	<input type="checkbox"/> 盛土材等工事間流用あり	<input type="checkbox"/> 運搬方法（ <input type="checkbox"/> 受注者で運搬 <input type="checkbox"/> 受注者以外で運搬 <input type="checkbox"/> 別途協議 <input type="checkbox"/> その他（ <input type="checkbox"/> 引渡場所（ <input type="checkbox"/> 別添函等 <input type="checkbox"/> 別途協議 <input type="checkbox"/> その他（ <input type="checkbox"/> 数量（ <input type="checkbox"/> 運搬距離（L = km）
	<input type="checkbox"/> 現場環境改善費適用工事	<input type="checkbox"/> 現場環境改善の内容（率分）（ <input type="checkbox"/> 現場環境改善の内容（積上）（ <input type="checkbox"/> その他（
	<input type="checkbox"/> その他（	<input type="checkbox"/> その他（
適用条件	<input checked="" type="checkbox"/> 適用条件	<input checked="" type="checkbox"/> 三重県公共工事共通仕様書（令和2年8月版）を適用（部分改定を行った内容も含む（最新改定：令和2年11月）） <input type="checkbox"/> 「土木構造物設計マニュアル（案） 編」を適用 <input checked="" type="checkbox"/> 設計変更を行う際は、津市設計変更ガイドライン（平成31年3月）（一部改正令和2年4月）を参考とする。 （津市ホームページ「仕事・産業-入札・契約-工事・建設コンサルタント関係-調達契約課からのお知らせ（工事・コンサル）を適用」） 支援技術者 1. 本工事は現場における現場技術業務を〔例示-（公財）三重県建設技術センター〕に委託しているため、その支援技術者が監督員に代わって施工体制点検、現場で立会、観察又は検測を行う際は、その業務に協力しなければならない。また、書類（施工体制点検、計画書、報告書、データ、図面等）の審査に関し説明を求められた場合は、説明に応じなければならない。ただし、支援技術者は、工事請負契約書第9条に規定する監督員ではなく、指示、承諾、協議、検査の適否の判定等を行う権限は有しないものである。 2. 監督員から受注者に対する指示又は通知等を支援技術者を通じて行う場合には、監督員から直接、指示又は通知があったものとみなす。 3. 監督員の指示により受注者が監督員に対して行う報告又は通知は、支援技術者を通じて行うことができる。 4. 本工事を担当する支援技術者の氏名は右記の通りである。 支援技術者： <input type="checkbox"/> その他（

(注) 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

明示項目	明示事項	条件及び内容
監督の区分 共通仕様書 第3編3-1-1-6 第6項、第10項 に規定する 表3-1-1(1)、 表3-1-1(2)	<input type="checkbox"/> 一般監督 (ただし、低入札価格調査制度の調査対象工事となった場合は、全ての工種を重点監督とする。)	重点監督の場合 【注：全ての工種に適用しない場合は、対象工種欄をチェックし、対象工種名を記入すること。】 <input type="checkbox"/> 全ての工種に適用する。 <input type="checkbox"/> 対象工種 () ※これ以外は、一般監督とする。
	<input type="checkbox"/> 重点監督	
入札・契約方式	<input type="checkbox"/> 入札時VE方式 <input type="checkbox"/> 契約後VE方式 <input type="checkbox"/> 設計・施工一括発注方式 <input type="checkbox"/> プロポーザル方式 <input type="checkbox"/> 総合評価方式	<input type="checkbox"/> 契約前のVE提案に基づき施工しなければならない。 <input type="checkbox"/> 契約後にVE提案を受け付ける。 <input type="checkbox"/> 細部設計の承認を受けなければならない。 <input type="checkbox"/> 本件工事で提案不履行があった場合は、本件工事完成年度の翌年度に総合評価方式で発注する案件（以下「発注工事」という。）で、貴社の評価点において発注工事の加算点（満点）の1割を減点します。
電子納品	<input checked="" type="checkbox"/> 工事完成図書（工事写真含む） <input type="checkbox"/> 電子納品対象外	<input checked="" type="checkbox"/> 工事完成図書は電子納品とする。ただし、電子化が困難な部分について監督員と協議承諾を得たものについてはこの限りではない。 電子媒体の提出部数は、（ <input checked="" type="checkbox"/> 2部 <input type="checkbox"/> ()部）とする。 三重県CAL S電子納品運用マニュアル（令和2年8月改訂）を適用
地質調査の 電子成果品等	<input type="checkbox"/> 地盤情報データベースの登録の必要あり	<input type="checkbox"/> 検定及び登録機関（一般財団法人国土地盤情報センター（ https://ngic.or.jp/ ）） <input type="checkbox"/> 検定料金の計上（ <input type="checkbox"/> A検定 <input type="checkbox"/> B検定 ） (注：受注後、これにより難しい場合は設計変更の対象とする。)
産業廃棄物税	<input checked="" type="checkbox"/> 産業廃棄物税	<input checked="" type="checkbox"/> 本工事には産業廃棄物税相当分が計上されていないため、受注者が課税対象となった場合には完成年度の翌年度の4月1日から8月31日までの間に別に定める様式に産業廃棄物税納税証明書等を添付して当該工事の発注者に対して支払請求を行うこと。なお、この期間を超えて請求することはできない。また、設計数量を超えて請求することはできない。
コリンズ 作成・登録	<input checked="" type="checkbox"/> コリンズ（CORINS）の作成・登録	<input checked="" type="checkbox"/> 三重県公共工事共通仕様書に基づき、コリンズ（CORINS）の作成・登録を行うこと。
建設副産物・建設 発生土情報交換シ ステム	<input checked="" type="checkbox"/> 建設副産物情報交換システム <input type="checkbox"/> 建設発生土情報交換システム	<input checked="" type="checkbox"/> 三重県公共工事共通仕様書に基づき、建設副産物情報交換システムにデータを入力すること。 <input type="checkbox"/> 三重県公共工事共通仕様書に基づき、建設発生土情報交換システムのデータ更新を行うこと。
下請関係 下請企業 次数制限	<input type="checkbox"/> 下請企業の次数制限	<input type="checkbox"/> 本工事における下請の次数は、2次（建築一式工事は3次）までとする。 上記次数を超える下請契約を締結する場合は、下請契約締結前に書面により発注者の承諾を得ること。
工事実態調査	<input type="checkbox"/> 工事実態調査	<input type="checkbox"/> 三重県低入札価格調査実施要領第3条で定める調査基準に満たない額で契約し、発注者より工事実態調査の指示があった場合又は、同実施要領で定める重点調査を経て契約した場合は、工事実態調査に協力すること。
社会保険等未加入 対策	<input checked="" type="checkbox"/> 社会保険等未加入対策 (健康保険、厚生年金保険及び雇用保険)	<input checked="" type="checkbox"/> 適用除外でないにも関わらず社会保険等に未加入である建設業者を下請負人としてはならない。 受注者は、施工体制台帳・再下請負通知書の「健康保険等の加入状況」欄により下請業者が社会保険等に加入しているかどうかを確認すること。また、発注者が加入状況を証明する書類の提出又は提示を求めた場合、速やかに対応すること。
その他	<input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> その他

(注) 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

特記仕様書

特記事項	条件等及び内容
暴力団等の不当介入の排除等	<p>本市が締結する契約等からの暴力団、暴力団関係者、暴力団関係法人等(以下「暴力団等」という。)の不当介入を排除し、契約等の適正な履行を確保することに関し、必要な事項を定める。</p> <p>なお、下記の内容における用語は、津市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱(平成27年津市訓第76号)において使用する用語の例による。</p> <p>1 受注者等の義務</p> <p>(1) 本市の契約等の相手方及び下請負人等(以下「受注者等」という。)は、暴力団等と認められる下請負人等を使用してはならない。</p> <p>(2) 受注者等は、暴力団等と認められる資材販売業者から資材等を購入してはならない。</p> <p>(3) 受注者等は、暴力団等と認められる廃棄物処理業者が有する廃棄物処理施設及び廃棄物処理業者等を使用してはならない。</p> <p>(4) 受注者は、本市と締結した契約等の履行に当たり、受注者等が暴力団等による不当介入を受けたときは、断固としてこれを拒否し、直ちに本市に文書にて報告するとともに所轄の警察署に通報し捜査上必要な協力をするものとする。この場合において、捜査上必要な協力を行ったとき、受注者は速やかに本市に文書にてその内容を報告しなければならない。</p> <p>なお、受注者等が不当介入を受けたことを理由に契約期間の延長等の措置が必要となったとき、受注者は本市に契約期間の延長等を求めることができる。</p> <p>2 入札参加資格者等及び受注者等に対する措置</p> <p>入札参加資格者等又はその役員等が暴力団等と認められるとき、暴力団等と密接な関係を有しているとき認められるときなどは、当該入札参加資格者等に対し、津市建設工事等指名停止基準(平成21年4月8日施行)に基づく指名停止措置を講じるものとする。</p> <p>また、上記1の義務に違反した受注者等に対しても、同様に指名停止措置を講じるものとする。</p> <p>3 契約等の解除</p> <p>上記の暴力団等と認められるときなどにより指名停止措置が講じられた入札参加資格者等との契約等については、これを解除することができる。</p>
配慮依頼事項	<p>本契約を履行するにあたって、下記のことについて御配慮願います。</p> <p>なお、本事項は、受注者の自由な協力をお願いするものであり、受注者が下記の内容に応じなかった場合に、受注者に対して、不利益を課すものではありません。</p> <p>1 下請契約又は再委託(一次下請以降のすべての下請負人又は再委託者を含む。)が認められた契約にあっては、下請契約又は再委託等において市内本店事業者を活用すること。</p> <p>2 資材、原材料等の調達が必要となる場合は、市内本店事業者から調達すること及び地元製品、地元生産品を使用すること。</p> <p>3 建設機械、機器等の借入れが必要となる場合は、市内本店事業者から借入れすること。</p> <p>4 業務従事者等の使用人等が必要となる場合は、使用人等に市民を活用すること。</p>
津市公契約条例	<p>本市が締結する公契約において、労働者の労働環境の確保、優良な事業者の育成及び地域経済の健全な発展を図ることに関し、必要な事項を定める。</p> <p>なお、下記の内容における用語は、津市公契約条例(津市条例第22号)(以下「条例」という。)において使用する用語の例による。</p> <p>1 受注者等の責務</p> <p>(1) 関係法令及び条例の規定を遵守しなければならない。</p> <p>(2) 受注者等は、労働者の適正な労働環境の確保に努めなければならない。</p> <p>(3) 受注者等は、労働者と対等な労使関係を構築するとともに、下請契約等を締結しようとするときは、下請契約等の相手方と対等な立場における合意に基づいた適正な契約を行わなければならない。</p> <p>(4) 受注者等は、下請契約等の相手方を選定するとき、又は資材等を調達するときは、地域経済の発展に配慮し、本市の区域内に主たる事務所を有する事業者又は本市の区域内で生産された資材等を活用するよう努めなければならない。</p> <p>(5) 受注者等は、公契約に携わる者として、社会的な責任を自覚し、公契約を適正に履行しなければならない。</p> <p>(6) 受注者等は、条例第7条第1項の規定に基づき市長又は上下水道事業管理者(以下「市長等」という。)が行う報告の求め及び立入検査その他本市が実施する公契約に関する施策に協力しなければならない。</p> <p>2 公契約の解除等</p> <p>市長等は、受注者等が次の各号のいずれかに該当するときは、当該公契約の解除、受注者等の指名停止等必要な措置を採ることができる。</p> <p>(1) 条例第7条第1項の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して応答せず、若しくは虚偽の回答をしたとき。</p> <p>(2) 条例第8条第1項の規定による命令に従わないとき。</p> <p>(3) 条例第8条第2項の規定による報告を怠り、又は虚偽の報告をしたとき。</p> <p>(4) (1)から(3)に掲げるもののほか、条例の規定に違反したとき。</p> <p>(5) 特定公契約にあっては、「労働環境の確保に係る誓約事項」に違反したとき。</p>

特記仕様書

特記事項	条件等及び内容
労働環境の確保に係る誓約事項	<p>津市公契約条例(以下「条例」という。)第6条の規定により、下記事項について了承し、遵守することを誓約します。</p> <p>また、誓約内容に違反があった場合等における関係機関への通報、指名停止、契約解除及び違約金徴収について異議はありません。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 津市公契約条例施行規則第8条に掲げる関係法令(次項において単に「関係法令」という。)を遵守すること。 2 関係法令に違反し、関係機関から是正勧告等があった場合は、津市長又は津市上下水道事業管理者(以下「市長等」という。)へ報告すること。 3 条例第7条第1項の規定による報告の求め及び立入検査に対し、誠実に対応すること。 4 労働者が条例第9条第1項の規定による申出をしたことを理由に、当該労働者に対し、解雇その他の不利益な取扱いをしないこと。 5 労働者に対し、条例の内容について周知を行うこと。 6 労働者の賃金水準の引上げに関する措置が講じられる場合は、下請契約等の請負契約金額の見直し、労働者の賃金の引上げ等について適切に対応すること。 7 市長等が行う施策に協力すること。 8 労働報酬下限額の試行について <ol style="list-style-type: none"> (1) 受注者は、試行対象契約(以下「対象契約」という。)の受注関係者(下請業者等)及び労働者(以下「対象労働者」という。)に、当該試行について周知を徹底するとともに、労働状況台帳を津市へ提出することについて、同意を得ること。 (2) 対象契約について、受注関係者から労働環境の確保に係る誓約書を提出させること。 (3) 対象労働者には労働報酬下限額以上の賃金を支払うこと。 (4) 津市が指定する期日までに対象契約に係る労働状況台帳を提出すること。 (5) 津市が行う労働報酬下限額の試行に係るアンケート調査について協力すること。 (6) 受注者は、受注関係者の労働環境の確保に係る誓約書、労働状況台帳及びアンケート調査を取りまとめ、津市が指定する期日までに提出すること。 (7) (1)から(6)に掲げるもののほか、その他労働報酬下限額の試行に関して行う事務は、津市公契約条例労働報酬下限額試行運用マニュアルに基づき、適切に履行すること。 (8) 労働報酬下限額の試行に関する津市からの案内、通知及び指導には、誠実に対応すること。
新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置等	<p>本工事における新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置等については、下記のとおり徹底を図るものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 工事の円滑な施工確保を図る観点から、本工事の現場等のみならず関係する会社・事務所等も含め、現場状況などを勘案しつつ、アルコール消毒液の設置や不特定の者が触れる箇所の定期的な消毒、手洗い・うがいなど、感染予防の対応を徹底するとともに、すべての作業従事者等の健康管理に留意すること。 2 新型コロナウイルス感染症については、特に、①密閉空間、②密集場所、③密接場面という3つの条件(以下「三つの密」という。)が同時に重なる場では、感染を拡大するリスクが高いことから、建設現場等における朝礼・点呼や現場事務所等における各種の打合せ、更衣室等における着替えや詰め所等での食事・休憩など、元請業者をはじめ、下請業者等の多人数が集まる場面や密室・密閉空間における作業などにおいては、他の作業従事者と一定の距離を保つことや作業場所の換気の励行など、三つの密の回避や影響を緩和するための対策に万全を期すこと。 3 工事等の関係者が「特定警戒都道府県」から作業等に従事する必要がある場合は、受発注者で協議を行い、感染拡大防止のための適切な対応をとること。 4 感染拡大防止対策を実施するために追加で費用を要する場合は、設計変更の対象とするため、監督員と協議を行うこと。ただし、感染防止対策について施工計画書に記載した上で履行することを前提とする。 5 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、「工事の一時中止や工期の延長」が必要な場合には、監督員と協議を行うこと。 6 作業従事者等が新型コロナウイルス感染症の感染者及び濃厚接触者(以下「感染者等」という。)であることが判明した場合は、速やかに監督員に報告すること。また、保健所等の指導に従い、感染者等の自宅待機などの適切な措置を講じること。 なお、感染者等であることが判明した場合は、本工事のみならず、受注者が本市と契約中の全ての工事について、一時中止の措置を行う場合がある。 7 新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、受注者又は発注者は、施工条件、施工方法等に変更が必要であると認めるときは、津市工事請負契約約款第19条(設計図書の変更)の規定に基づき、発注者及び受注者が協議して、これを定めるものとする。この場合において必要があると認められるときは、工期若しくは請負代金の変更の対象とするものとする。

令和3年度津市労働報酬下限額

労働報酬下限額	890円
---------	------

特記仕様書

【安全対策に関する事項】

工事期間中の運搬車両及び重機等による騒音振動等については、周辺地域に及ぼす影響を最小限に食い止めると共に安全対策を講じること。また、施工に伴う公衆災害及び労働災害の防止に努めること。

なお、大型車両が出入りするとき、または、工事関係車両の出入りが頻繁になるときは、誘導員を配置して事故防止に努めること。

【分離発注での安全対策追記】

本工事は他の工事と重複することから、安全対策や工程などの調整を図ることを目的とする安全対策協議会などを設置し、また設置されている場合は、これに積極的に参加し、安全対策をはじめ施工時期の調整など密接な調整を図り、各工事と協調をもって施工すること。

【工事实績情報の登録に関する事項】

受注者は、受注時又は変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事实績情報システム（コリンズ）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事实績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し監督員の確認を受けたうえ、受注時は契約後土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完成時は工事完成後土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請をしなければならない。

また、（一財）日本建設情報総合センター発行の「登録内容確認書」が届いた場合は、その写しを直ちに監督員に提出しなければならない。なお、変更時と完成時の間が土曜日、日曜日、祝日等を除き10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

【分離発注に関する事項】

本工事に係る建築工事および機械設備工事および電気設備工事は分離発注となるため、各工事の受注者は相互に協力し工事全体の円滑な運営をはかること。

【火災保険等に関する事項】

津市工事請負契約約款第57条に定める火災保険等を次の条件により付し、その証書又はこれに付わるものを遅滞なく津市（建設部営繕課）に提示すること。

- | | | |
|--------|----------|-------------|
| 1 保険期間 | 開始日 | 工事着手日 |
| | 終了日 | 工期に15日を加えた日 |
| 2 保険金額 | 請負代金額相当額 | |

【木材の調達目標】

本工事における木材の使用に当たっては、原則として地域産材（注1）を優先し、調達できない場合は県産材（注2）を使用するものとする。

なお、県産材については「三重の木」認証材を優先して使用するものとする。

注1 「地域産材」とは、津市内の森林から産出された木材で製材業者、津地区木材共同組合、津西部木材流通共同組合及び美杉木材共同組合の産地証明のあるものをいう。

また、集成材にあっても、構成する材は「地域産材」を優先使用したものであることとする。

注2 「県産材」とは、三重県内の森林から産出された木材とし、「三重の木」とは、三重県産の丸太を使用し、一定の基準に適合することを「三重の木」利用推進協議会により認証された木材製品をいう。

ワンデーレスポンス実施に関する特記仕様書

1. この工事は、ワンデーレスポンス実施対象工事である。
「ワンデーレスポンス」とは受注者からの質問、協議等に対し、発注者は、基本的に「その日のうち」に回答するよう対応することである。
ただし、即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議のうえ、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」にすることとする。
なお、質問・協議等にあたっては、詳細な状況資料等を添えるものとし、内容によっては、根拠資料を揃えた提案を含むものとする。
2. 受注者は計画工程表の提出にあたって、作業間の関連把握や工事の進捗状況等を把握できる工程管理方法について、監督職員と協議をおこなうこと。
3. 受注者は工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じた場合は速やかに文書にて監督職員へ報告すること。
4. 発注者が効果・課題等を把握するためアンケート等のフォローアップ調査を実施する場合、受注者は協力すること。